



三重県公報

平成30年12月17日(月)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	告示		
785	北海道胆振東部地震に係る三重県県税条例の規定による県税の申告等の期限の指定	(税務企画課)	2

告 示

三重県告示第 785 号

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号）第 11 条第 1 項の規定により、北海道胆振東部地震に係る三重県県税条例の規定による県税の申告等の期限の延長（平成 30 年三重県告示第 665 号）において別に定めることとされている期日は、その期限が平成 30 年 9 月 6 日から平成 31 年 1 月 30 日までの間に到来するものについて、同月 31 日とします。

平成 30 年 12 月 17 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
